

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道職員等の退職手当に関する条例附則第53項の規定により読み替えて適用する同条例附則第52項に規定する知事が定める額を定める規則…………… (人事課)	24
○退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	24
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	24
○土地改良法による国営換地処分…………… (農業施設管理課)	25
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	25
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	25
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	25
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	26
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	26
○特定調達契約に係る入札の公告……………	26
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	27
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	28

規 則

北海道職員等の退職手当に関する条例附則第53項の規定により読み替えて適用する同条例附則第52項に規定する知事が定める額を定める規則をここに公布する。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第9号

北海道職員等の退職手当に関する条例附則第53項の規定により読み替えて適用する同条例附則第52項に規定する知事が定める額を定める規則

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）附則第53項の規定

により読み替えて適用する同条例附則第52項に規定する知事が定める額は、退職した者で同条例附則第53項に規定する者であったものが、退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）第5条の規定により旧定年退職日（同条例附則第52項に規定する旧定年退職日をいう。以下同じ。）を含む特定基礎在職期間（同条に規定する特定基礎在職期間をいう。以下同じ。）において同条に定める職員として在職していたものとみなされる場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則により計算した場合にその者が旧定年退職日において受けるべき給料月額（北海道職員等の退職手当に関する条例第5条の3の2の規定の適用を受ける職員にあっては、旧定年退職日に当該職員が受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表に定める俸給月額）とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第10号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表イの表第4号区分の項第6号の次に次の1号を加える。

- | |
|-------------------------------------------------------|
| 7 国家公務員退職手当法施行令別表第1口の表第4号区分の項第4号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの |
|-------------------------------------------------------|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和5年3月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 縦覧場所
上 篠津 農業用排水施設、区画整理 北海道石狩振興局
北なかがわ 同 北海道上川総合振興局

北海道告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町南長沼地区3工区の換地処分をした。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 岩内郡共和町ワイス1847の5（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 北斗市寝朗60の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町わらび野409（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 鉄道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第139号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を奥尻町役場の掲示場に掲示した。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和5年北海道告示第83号
2 所在が不明な者 増川 敏光

道教育庁教育局告示

北海道教育庁日高教育局告示第17号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和5年3月14日

北海道教育庁日高教育局長 行徳義朗

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和5年3月14日に一般競争入札の公告を行う日高管内道立学校で使用する電力の需給契約
(2) 資格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力供給実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年3月14日(火)から同年4月12日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
(3) 電話番号 0146-22-9485

北海道教育庁日高教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和5年3月14日

北海道教育庁日高教育局長 行徳義朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

- 日高管内道立学校で使用する電力（高圧）
- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 6校 合計384kW
 イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 6校 合計774,044kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契約期間 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
 (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 令和5年北海道教育庁日高教育局告示第17号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
 (1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎地下会議室（送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）
 (2) 入札日時 令和5年4月25日（火）午前11時（送付による場合は、同月24日（月）午後5時までに必着）
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 3に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<https://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合

- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。
 (2) 契約に関する事務を担当する組織
 ア 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
 イ 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
 ウ 電話番号 0146-22-9485
- 10 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hidaka Prefectural School
 a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 384 kW
 b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 774,044 kWh
 B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., April 25, 2023
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 24, 2023)
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan
 Phone : 0146-22-9485

道公安委員会規則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年3月14日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

北海道公安委員会規則第1号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の7」を「第36条の8」に改める。

第2章第3節中第36条の7を第36条の8とし、第36条の6を第36条の7とし、第36条の5

を第36条の6とし、第36条の4の次に次の1条を加える。

(警衛・警護室)

第36条の5 警備部公安第二課に、警衛・警護室を附置する。

2 警衛・警護室においては、警衛及び警護に関する事務を行う。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第2号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 組織別	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計	
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計			
北海道警察本部	175	271	1,249	522	2,217	583	2,800	
札幌市警察部	(2)	(7)	(9)		(18)	(6)	(24)	
サイバーセキュリティ 対 策 本 部	2	3	12		17	1	18	
北海道警察学校	12	14	48	240	314	28	342	
札幌方面警察署	103	211	2,320	1,508	4,142	241	4,383	
計	292	499	3,629	2,270	6,690	853	7,543	
函館方面	本 部	18	38	153	53	262	56	318
	警 察 署	23	36	390	207	656	43	699
	計	41	74	543	260	918	99	1,017

旭川方面	本 部	19	39	165	59	282	60	342
	警 察 署	29	58	577	287	951	71	1,022
	計	48	97	742	346	1,233	131	1,364
釧路方面	本 部	22	43	183	56	304	62	366
	警 察 署	24	47	519	296	886	57	943
	計	46	90	702	352	1,190	119	1,309
北見方面	本 部	16	32	111	22	181	47	228
	警 察 署	16	27	257	122	422	29	451
	計	32	59	368	144	603	76	679
合 計		459	819	5,984	3,372	10,634	1,278	11,912

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。